

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑われる事例の確認及び第3回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議の持ち回り開催並びに知事会見の実施について

本日、観音寺市の養鶏場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が確認されました。

これを受け、県は、本日、第3回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議をもち回りで開催します。

合わせて、18時から知事会見を行います。

なお、現段階は高病原性鳥インフルエンザが疑われる状態であり、今後詳細な遺伝子検査を実施し、家畜伝染病予防法上の高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜であるかどうかを確認します。

1. 農場の概要

所在地：香川県観音寺市

飼養状況：採卵鶏（約1万4千羽）

疫学関連農場：2農場 採卵鶏（約2万羽） 合計 約3万4千羽

※疫学関連農場とは、疑似患畜が確認された農場と同一の管理者等が入り出している農場のことです。

2. 経緯

- (1) 令和4年11月22日(火)、農場主から「死亡羽数が増加している」との報告があり、畜産試験場が立入検査を行い、簡易検査を実施したところ、6羽中3羽(死亡鶏4羽中3羽、生存鶏2羽中0羽)の陽性を確認しました。
- (2) 本日、東部家畜保健衛生所において遺伝子検査を行い、判明した結果を農林水産省に送付することとしており、11月23日(水)には、検査結果が判明する予定です。
- (3) 当該農場のうち、発生農場及び疫学関連農場の1つは、1例目の移動制限区域内にあることから飼養家さん等の移動はしていません。また、もう1つの疫学関連農場についても、簡易検査で陽性が確認された時点から移動を自粛しています。

3. 今後の対応

本日、第3回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議をもち回りで開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却
②農場から半径3 km以内の区域について移動制限区域の設定
③半径3 kmから10 km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

4. 第3回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議の開催

日時：令和4年11月22日（火） [持ち回り]

5. 知事会見

- (1) 日時：令和4年11月22日（火） 18時～
- (2) 場所：県庁本館 9階 県政記者室

6. その他

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) また、日本では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。